

## 17-18世紀スペイン領南米ラプラタ地域の イエズス会布教区における銃器配備

武田 和久

明治大学政治経済学部専任講師

- 1 はじめに
  - 2 バンデイランテの襲撃に対峙するイエズス会布教区
  - 3 イエズス会総長の反対と布教区防備体制の強化
  - 4 銃器の入手方法
    - (1) 供与
    - (2) 購入
    - (3) 製造
  - 5 おわりに
- 注  
文献リスト

### 1 はじめに

コロンブスによるアメリカの「発見」(1492)以後、スペインが獲得した広大な海外領土には幾多のキリスト教宣教師が派遣された。この派遣は、「発見」された土地の住民をキリスト教徒にすることで、その土地の領有がスペイン国王に認められるという、ローマ教皇アレクサンデル6世の教書に従ってのことだったが<sup>1)</sup>、同時に、スペイン国王自身が熱心なカトリック信者であったことにもよる。奇しくも「発見」の年と、イベリア半島におけるイスラム教徒の最後の牙城グラナダの陥落の年が同じ1492年であったことは、スペイン人に新たな時代の到来を予感させ、彼らの宗教熱を大いに駆り立てる要因となった<sup>2)</sup>。

インディアス (Las Indias) と呼ばれたスペインの海外領土で先住民のキリスト教化を強力に推進したのが、修道会所属の宣教師たちである。中世ヨーロッパに起源を持つフランシスコ会やドミニコ会の会員がまず16世紀前半の段階からインディアスに渡り、その後、本稿の議論の中核となるイエズス会が続いた。イエズス会は、元軍人のイグナチオ・デ・ロヨラを筆頭として1540年に正式認可された若い修道会であった<sup>3)</sup>。

先住民の改宗を効率的に進めるために宣教師たちが採用したのがスペイン語でレドゥク

シオン（reducción）と呼ばれる布教区の建設と運営である。ここでの共同生活を通じて先住民は模範的なキリスト教徒となっていくことが期待された。布教区は基本的に四角形ないし長方形の広場を中心に、その一辺に聖堂、残りの三辺には先住民の住居が縦横規則的に設けられた通りに沿って一律に設けられた。聖堂の脇には宣教師のための住居、工房、学校が建てられ、ここで先住民たちはヨーロッパ伝来の知識や技術を習得した。布教区の周囲には広大な農牧場が整備され、自給自足的な生活が営まれた<sup>4)</sup>。

布教区の中でも世界的に有名なのが、イエズス会士が1609年から1767年にかけてラプラタ地域（現在のパラグアイ南東部、アルゼンチン北東部、ブラジル南部、ウルグアイにまたがる領域）で運営したものである。18世紀前半の最盛期には総数30に達し、人口は14万人を超えた。その名声と評判は遠くヨーロッパにも達し、フランスの啓蒙思想家たちからも注目の的となった<sup>5)</sup>。

ラプラタ地域のイエズス会布教区がこのようにヨーロッパでも知られるようになったのは、いわゆる「神の国」が前人未到のジャングルの奥地で誕生したとして人々の好奇心を強く刺激したことによる。加えて同地の布教区が、本稿で論じるように、極めて世俗的な事柄と関わらざるをえなかったこととも関連している。スペイン領とポルトガル領を線引きする境界線に接するラプラタ地域はいわば国際紛争の舞台であり、種々の争いや戦闘が断続的に勃発する政情不安定な地域でもあった<sup>6)</sup>。

スペインとポルトガルの領土拡張政策が鋭く対立するラプラタ地域においては、本論で詳述する通り、先住民の武器使用がスペイン国王の意向に従って公認されるという特例が17世紀中葉以降から常態化するようになった。布教区では先住民グアラニから構成される軍事組織（milicias）が編成され、銃器をはじめ様々な武器や軍事物資が備蓄され、軍事訓練が定期的に行われ、ラプラタ地域在住のスペイン人総督や国王の命を受けてはスペイン領の防衛という名目の下で軍事遠征がしばしば実施されるようになった。

こうした事実は現存する諸史料の分析を通じて先行研究が明らかにしてきた事柄だが<sup>7)</sup>、十分に解明されていないのが、イエズス会士たちがいかなる手段を講じて武器や軍事物資を確保していたのかという問題である。また、聖職者であるイエズス会士がこうした軍事的な事柄に携わることは、いかなる状況や考え方の中で容認されていたのか。ラプラタ地域のイエズス会布教区を事例とした軍事と宗教をめぐる問題に関する研究は決して多くはない。

本稿では、まず、サンパウロ在住のポルトガル人率いる先住民奴隷狩り部隊バンデイランテ（bandeirante）が布教区を頻繁に襲撃する事態に対して、ラプラタ地域のイエズス会士たちが、聖職者という立場を越えて武力で応戦することで一致した経緯を論じる。次に、

ヨーロッパのイエズス会上層部が、ラプラタ地域の同僚たちが下したこのような決定をどのように捉えていたのか、また上層部の決定に対して採った同地域のイエズス会士たちの行動を論じる。そして最後に、上層部の意見に反するかたちで、ラプラタ地域のイエズス会士たちが、先住民に対する軍事訓練や布教区の防備に加えて、(1) 供与、(2) 購入、(3) 製造という様々な方策を通じて火器をはじめとする軍事物資を確保し、最終的にはバンデイランテを撃退できるまでに防衛力を高めたことを論じる。

## 2 バンデイランテの襲撃に対峙するイエズス会布教区

ラプラタ地域で最初のイエズス会布教区が建設されたのは1609年のことである。同地ではフランシスコ会士がすでに16世紀前半の段階でグアラニに対する宣教活動を始めており、スペイン人入植者たちが1537年に建設したアスンシオン（Asunción）の近郊で布教区を数十年にわたり運営していた<sup>8)</sup>。しかしラプラタ地域では、宣教活動に携わる人材が恒常的に不足していた。こうした状況で「世界は私たちの家<sup>9)</sup>」というスローガンを会の基本方針に掲げ、前人未到の未知なる土地で暮らす無数の人間に対してキリスト教を精力的に広めるという使命を持つイエズス会士たちには強い期待が寄せられた。こうして1609年、ラプラタ地域での宣教経験豊富なフランシスコ会士と彼らの教導下で改宗したグアラニの支援を受けたイエズス会士たちは、アスンシオンから南東230キロのパラナ地方と呼ばれた土地にサン・イグナシオ・グアス（San Ignacio Guazú）という布教区を建設した。以後イエズス会士たちは、同布教区の北東のグアイラ地方や南東のタペおよびウルグアイ地方に活動範囲を広げていき、1610-1620年代にかけて同形態の布教区を次々と建設していった。

しかし残念ながら、一定数のグアラニが集住する布教区は、ポルトガル人にとって格好の標的となった。現在のブラジルのサンパウロ在住のポルトガル人は、バンデイランテという奴隷狩り部隊を組織し、指揮下の先住民トピと共に頻繁に遠征を行うようになった。バンデイランテはスペイン領にもたびたび侵入し、遠征の途中で遭遇したグアラニを生け捕りにしてはブラジルまで連行し、北東部のサトウキビ農園で働かせたり、家内奴隷として使役したりしていた<sup>10)</sup>。そしてイエズス会布教区を狙ったバンデイランテの襲撃は、布教区の建設ラッシュの時期に相当した1620-1630年代にかけて頻発した。これによりグアイラ、タペ、ウルグアイ地方の大半の布教区は壊滅した。1639年に後述のディエゴ・デ・ボロア（Diego de Boroa）をはじめとするラプラタ地域のイエズス会士たちが連名で執筆した報告書は、ブラジルに強制連行されたグアラニの数はおよそ1万9000人に達したと述べている<sup>11)</sup>。

こうした状況でイエズス会士はいかなる対策を講じたのか。『イエズス会パラグアイ管区年報』（*Cartas Anuas de la Provincia Jesuítica del Paraguay*）（1635-1637）が詳細を伝えてくれる<sup>12)</sup>。次の話の正確な年月日は特定できないが、おそらくボロアが管区長に就任した1633年から1635年5月にかけての話と推定できる。なぜなら、後述する部下のフランシスコ・ディアス・ターニョ（Francisco Díaz Taño）をタペ地方の最高責任者である上長（Superior）に任命し、バンデイランテへの対策を講じるようにボロアが命じたのが1635年5月だからである。

ボロアがブエノスアイレスを訪れた際に緊急速報が入った。何とバンデイランテがウルグアイ地方に対する襲撃準備を進めているとのことだった。実はバンデイランテは、すでに1631年、グアイラ地方に対する大規模な襲撃を実施し、無数のグアラニを殺害したり捕虜としたりしていた。過酷な襲撃を逃れるべく、グアイラ地方の責任者であったイエズス会士アントニオ・ルイス・デ・モントーヤ（Antonio Ruiz de Montoya）は、前代未聞の大脱出を敢行した。グアイラ地方から現在のイグアスの滝を越えて南部のパラナ地方へと向かう大移住である。ブラジルの歴史家アウレリオ・ポルト（Aurelio Porto）は、この時の脱出に同意したグアラニの数は1万2000人、うち4000人が生きてパラナ地方に到達できたと推定している<sup>13)</sup>。こうした悲劇が起きてわずか数年後に入ってきたバンデイランテの新たな襲撃計画がボロアを失意と怒りに駆り立てたことは想像に難くない。ほんの少し前、ポルトガル人たちはグアイラ地方で相当数のグアラニを捕虜にしたと言うのに（*hace poco, en el Guayrá, [los portugueses] recogiesen una buena porción de cautivos*）というボロアの心情を『年報』（1635-1637）は伝える<sup>14)</sup>。

こうしてボロアは、すべてのイエズス会士たちにこの問題について意見を求めた。そして全員が、外交的手段が失敗に終わった際には（*en caso que fallase la diplomacia*）、武力を用いて（*con fuerza armada*）対抗しなければならないとして一致した。そして元兵士の平修道士（*hermanos coadjutores*）の二人がグアラニに軍事技術（*arte militar*）を教えるのがよかろうとなった<sup>15)</sup>。そしてボロアは、時を待たずに前述のターニョを上長に任命してタペ地方の巡察に向かわせた。また元兵士の平修道士としては、アントニオ・ベルナル（Antonio Bernal）とフアン・デ・カルデナス（Juan de Cárdenas）の二人が『年報』（1635-1637）で挙げられている。彼ら三人には「あらゆる武器や装備を購入するための全権」（*pleno poder para comprar todas las armas y los pertrechos*）が与えられ、布教区を要塞化する（*fortificando las reducciones*）ことが命じられた。こうして『年報』（1635-1637）は、タペ地方に到着後のターニョがその能力をいかに発揮し、布教区の防衛を組織化した（*organizó la defensa de las reducciones*）と述べている<sup>16)</sup>。

平修道士のベルナルとカルデナスが行った具体的な活動について、『年報』（1635-1637）は何も言及していない。しかし実際に、管区長ボロアが他の会員と相談のうえで決定したバンデイランテ対策は着実に進んでいったことが、同じく『年報』（1635-37）から読み取れる。例えば、布教区の具体的な名称の記載はないが、「バラナおよびウルグアイ地方の布教区」という小見出しがつけられ、ペドロ・ロメロ（Pedro Romero）神父が、同じく神父のクリトバル・メンドーサ（Cristóbal Mendoza）を布教区防衛の任にあたらせたと説明がある<sup>17)</sup>。興味深い一文は、メンドーサがグアラニの中でも政治的指導者にあたる首長たち（caciques）に指揮権（mando）を割り当て、複数の部隊（compañías）に役職（puesto）を設けたという記述である<sup>18)</sup>。またナティビダ・デ・ラ・サンティシマ・ビルヘン（Natividad de la Santísima Virgen）布教区では、氏名は言及されていないが、あるイエズス会士が、近くの川岸に武装したカヌー艦隊（armada de canoas）、いわゆる海軍を設け、見張り兵（centinela）を配備し、あらゆる方面に偵察隊（exploradores）を派遣し、適切な場所に幾つものわな（emboscadas）を仕掛けたという<sup>19)</sup>。

さらに別の『年報』（1637-1639）にも注目すべき記述がある。後年の史料ではラ・クルス（La Cruz）と紹介されるアスンシオン・デル・アカラグア（Asunción del Acaraguá）布教区における軍事訓練の様子である。この布教区はウルグアイ川に沿って建設された布教区の中で最北に位置しており、バンデイランテの侵入に対して軍事上の前線（puesto avanzado）にあった。つまりこの布教区の住民は、見張り兵として敵を待ち受けていた。こうした理由により、この布教区の住民たちは子供の頃から軍事技術を訓練され、武器の扱い方や軍紀（disciplina militar）に関して指導を受けている。彼らは戦闘的な精神の持ち主（espíritu guerrero）として知られ、この種の精神的な軍事組織（milicia espiritual）の存在はイエズス会士たちのたゆまない指導の賜物であるという<sup>20)</sup>。

ここまで見てきた状況は、スペインの海外植民地に適用された法律と照らし合わせたとき、大きくかけ離れていたことがわかる。1681年に公布された『インディアス法典』（*Recopilación de leyes de los reynos de las Indias*）は、アメリカの「発見」（1492）以来公にされてきた幾多の植民地関連の法律をまとめたものである。この中では、総督や副王の許可がない限り、攻撃、防御に関係なく、先住民が武器を販売、所持したり馬に乗ったりすることが幾度も禁じられている。こうした法令の発布年を拾ってみれば、1501, 1521, 1523, 1534, 1536, 1551, 1566, 1567, 1570, 1633年と、16世紀に集中して出されていたことがわかる<sup>21)</sup>。つまりラプラタ地域のイエズス会布教区が次第に軍事的な色彩を帯びていったことは、基本的には『インディアス法典』には反するものであり、またバンデイランテの襲撃という緊急事態が勃発したことによる特殊事情と見なせる。

### 3 イエズス会総長の反対と布教区防備体制の強化

バンデイランテの脅威があるとはいえ、パラグアイ管区のイエズス会士たちの活動が次第に軍事化していく状況を、ヨーロッパの会の指導者層はどのように捉えていたのか。総長ムティオ・ヴィテレスキ(Mutio Vitelleschi)は1633年にパラグアイ管区所属のペドロ・ロメロ(Pedro Romero)神父に返書を出している。これはロメロが1629年11月に総長に宛てた手紙に対する返信である。この中でヴィテレスキは、布教区がおかれた状況に一定の理解を示しながらも、軍事的な手段(more castrorum)には決して訴えてはならず、忍耐、謙虚、模範(paciencia, humildad y buen ejemplo)を旨に事にあたるべしと述べている<sup>22)</sup>。また同じく1633年にパラグアイ管区長フランシスコ・バスケス・トゥルヒージョ(Francisco Vázquez Trujillo)に宛てた手紙において、ヴィテレスキはやはりmore castrorumというラテン語を使い、イエズス会士が武力に頼ってはならないと命じた<sup>23)</sup>。この判断は、パラグアイ管区のイエズス会士たちが1630年の間に総長に宛てた42通の書簡を吟味したうえでの結果だと、ヴィテレスキは述べている<sup>24)</sup>。

しかしこのように反対しながらも、ヴィテレスキ総長は、トゥルヒージョの後任の管区長ボロアに1636年付けで次の手紙を送っている。グアラニがバンデイランテに抵抗することは適切であり、狼の前におかれた子羊(corderos de los lobos)のように、バンデイランテがグアラニを連れ去って行くことを傍観してはならない。抵抗し傍観しないことはこの上なくすばらしき判断(bonísimo dictamen)であり、当然のごとく身を守ること(defensa natural)である。従ってグアラニが適切な手段を講じることは容認できる(a ellos les lícito usar de medios proporcionados)。そしてイエズス会士が彼らグアラニを激励し、元気づけ、勇気づけることに、ヴィテレスキは反対ではない。しかし私たちイエズス会士は、問題に直接的に関わってはいけなく、ましてやグアラニのカピタンとして軍務に関わってもいけない(ni sean como sus capitanes en las armas)<sup>25)</sup>。

「当然のごとく身を守ること」に関連して、ラプラタ地域のイエズス会士は、1636年7月18日から8月3日にかけて第6回管区会議を開催した。ここでの決議を経て、本部ローマの考えには完全には従えないというイエズス会パラグアイ管区独自の見解が出てきた。パラグアイ管区は、前述のターニョを特使(procurador)としてヨーロッパに派遣し、管区会議の決議事項を総長に報告することにした<sup>26)</sup>。

ターニョと総長の会話の内容はわからないが、それを忍ばせる史料がローマのイエズス会文書館に存在する。これによれば、総長ヴィテレスキは、1636-1637年にパラグアイ管区から届いた手紙に言及されている提案には同意しており、よく理解できるとある。しかし、私たちイエズス会士が戦闘時にグアラニを指導したり指揮したりすることはあつては

ならず、そのようなことは聖職者としての品格に欠け、使徒として似つかわしくない（de ninguna manera se hallen los nuestros al tiempo de la pelea guiando y capitaneando los indios, que es cosa indecente y ajena de los varones apostólicas）と結論づけている<sup>27)</sup>。結局のところ、イエズス会の最高責任者という立場上、総長ヴィテレスキはこうした姿勢を崩すことはできなかったのだろう。

しかしパラグアイ管区のイエズス会士たちは、特に管区長ボロアを筆頭として、バンデイランテという差し迫った脅威を目の当たりにして、総長の考えに完全に同意するわけにはいかなかった。ボロアはグアラニたちが防衛のために銃器を使うことの正当性を次のように述べている。この史料には明確な日付が書かれていないが、後述するように、(1) アスンシオン在住のスペイン人のパラグアイ総督から数年にわたって銃器を供与されたという記述が含まれること、(2) そしてこうした供与がなされた時期から判断して、史料の執筆年は1639年頃と推定される<sup>28)</sup>。

ここでボロアは、(1) グアラニの銃器使用の正当性は古代教父たちの著作と照らし合わせても妥当であること、(2) 防衛は自然かつ人間の権利に基づくものであり、何人にも認められていること、(3) 人間とはその妻や息子たちの自由に加えて、自分自身の自由も守ることができること、(4) 加えて自分たちの土地や生命を守ることもできる、このように説いた<sup>29)</sup>。

さらにボロアは続けて次のように述べている。バンデイランテの脅威が目前に迫っている状況で、グアラニの銃器武装は「極めて必要」(precisamente necesarias)であり、妥当(licito)かつ義務(obligación)である。ポルトガル人の武器と比べて弓矢や棍棒といったグアラニが元々使っていた武器はあまりにも不釣り合いかつ劣っており(tan desiguales e inferiores)役に立たない。こうした状況でイエズス会士が自衛のためにグアラニに銃器を与えることは妥当である<sup>30)</sup>。

加えてボロアの次の言葉も興味深い。実定法(derecho positivo)においては聖職者が武器を扱うことは禁じられている。しかしこの禁止事項が停止する場合がある。それは自然法(derecho natural)が緊急かつ必要な状況で危ぶまれる場合である<sup>31)</sup>。

ボロアが残した史料のこうした内容は、その執筆年を1639年頃と仮定すれば、グアラニと軍事との関りを後付け的に正当化していることになる。というのも、ボロアは史料の最後で、軍功(servicios)を称えるために、国王陛下が何人かのグアラニの首長を表彰したと述べている<sup>32)</sup>。ここでの国王陛下による表彰とは、その権限が委任されたラプラタ地域在住のスペイン人総督によって行われた行為を指すと考えてよいだろう。これに関連する史料として、チリの国立文書館所蔵のスペイン人総督から特定のグアラニに対する軍事

役職の授与証明書が挙げられる<sup>33)</sup>。例えば1629年8月1日、リオデラプラタ総督<sup>34)</sup> フランシスコ・デ・セスペデス (Francisco de Céspedes) は、ブエノスアイレスにてアジェオ (Ayeo) というグアラニをカピタンに任命した。またパラグアイ総督ペドロ・ルーゴ・イ・ナバーラ (Pedro Lugo y Navarra) は、1639年2月1日にアントン・アランバレ (Antón Arambaré) をマエストレ・デ・カンポ<sup>35)</sup> (maestre de campo) に任命した。このアランバレは史料では主要な首長 (cacique principal) と説明され、スペイン伝来のドン (Don) の称号を持つ人物とされている。こうした史料の存在は、ローマの総長が、ラプラタ地域の布教区が軍事的な様相を帯びつつあることに懸念を示しつつも、当該地域においては、バンデイランテの脅威への備えとして、総長の命令に反するかたちで軍事化が着々と進んでいたことを裏づけている。

そして1640年、バンデイランテが遠征隊を組織してまたもや布教区を襲撃する計画をイエズス会士たちが察知した最中の12月18日、リオデラプラタ総督ベントゥーラ・ムヒカ (Ventura Múxica) は、ブエノスアイレスにて6人のグアラニに軍事役職を授与した。それぞれのグアラニの氏名、ドンの称号の有無、元の社会的地位、与えられた軍事役職名は以下の通りである<sup>36)</sup>。

グアラニの氏名	ドンの称号の有無	元の地位	軍職
ニコラス・ネンギル (Nicolás Nengirú)	有	主要な首長	カピタン・インソリディウム (capitán insolidium)
フランシスコ・バイロバ (Francisco Bairoba)	有	首長	カピタン
アントニオ・グアラシカ (Antonio Guaracica)	無	主要な首長	カピタン
テオドロ・イタンバイ (Teodoro Itambay)	有	首長	カピタン
フランシスコ・アビエ (Francisco Abie)	有	記載なし	カピタン
ロケ・ギラカス (Roque Guiracazu)	有	首長	カピタン・デ・ゲーラ (capitán de guerra)

この中のニコラス・ネンギルは、別種の多くの史料では基本的にニェエンギル (Ñeenguirú) と綴られる。そして1639年9月11日付で書かれた史料に基づけば、1640年よりも前にリオデラプラタ総督によって戦争遂行のための総カピタン (capitán general a guerra) に任命され、グアラニを率いてバンデイランテの襲撃に応戦していた<sup>37)</sup>。

こうした準備の結果、グアラニは、1641年3月のバンデイランテとの一戦で劇的な勝利

を取めた。後世この戦いはムボロレ川の河畔で起きたため、「ムボロレの戦い」として歴史に名を遺した。双方の戦闘員数については諸説あるものの、グアラニ側がおよそ4000人程度、バンデイランテ側が400人のポルトガル人と2700人程度の先住民トゥピの混合部隊であったと見積もられている<sup>38)</sup>。この勝利はローマの総長にも報告すべき重要事項として『年報』（1641-43）でも大きく取り上げられた<sup>39)</sup>。戦いの詳細は戦闘終了後の一月後にイエズス会士クラウディオ・ルジェール（Claudio Ruyer）が執筆した回想録に委ねるが、この戦いには、ルジェールを含めた11人の神父と2人の平修道士、計13人のイエズス会士が関与し、グアラニの指揮にあたった。この中の一人クリトバル・デ・アルタミラノ（Cristóbal de Altamirano）は、ムボロレの戦い後も布教区で武器や火薬の製造に関わったとされている<sup>40)</sup>。なおこの戦いについて宗教的な観点から興味深いのは、(1) 戦いの前にイエズス会士たちは昼夜を問わずグアラニ兵士たちから告解を受け、彼らがそれまで犯した罪を聴いたこと、(2) こうしてグアラニ兵士には赦免の儀式が執り行われたこと、(3) 日本布教で有名なフランシスコ・ザビエルが守護聖人に掲げられ勝利祈願がなされたことなどである<sup>41)</sup>。こうしてグアラニ兵士たちは、ルジェールによれば、まるでフランドル<sup>42)</sup>の兵士のように（parecían soldados de flandes）、ヨーロッパの兵士さながらにバンデイランテを一掃したとのことである<sup>43)</sup>。

#### 4 銃器の入手方法

ムボロレの戦いにおけるグアラニの勝利の決め手は、(1) イエズス会士による軍事指導、(2) 布教区の防備体制の強化、(3) 武器の確保といった様々な事前準備に帰することができる。こうしたことに関連して次の興味深い史料が存在する。

ブエノスアイレス市民フアン・ロドリゲス・バエス（Juan Rodríguez Báez）が、1644年1月13日付で同市においてリオデラプラタ総督の部下であるルイス・デ・アレステイ（Luis de Aresti）の立ち会いのもとで自身を知るムボロレの戦いについて語った証言記録である。この記録はイエズス会外部の人間の発言として重要である。証言は法的拘束力を持つ問答形式で行われた<sup>44)</sup>。

証言の中でバエスは、ブラジルのサンパウロで知り合ったリオデジャネイロ出身のある男性とのやり取りを述べている。この男性はブラジル内陸部の探索に必要な武器やその他の物資の買い付けのためにサンパウロに来ており、1642年頃にバンデイランテがイエズス会布教区に対して実施した襲撃についてバエスに語った。ここでバエスは1642年と述べているが、400人のポルトガル人と2000人の先住民によって構成されたバンデイランテによるイエズス会布教区への襲撃という内容から判断して、実際にはこれは1641年のム

ボロレの戦いを指すと考えてよい。この時グアラニはイエズス会士の助けのもと、バンデイランテに対して火縄銃で応戦し、多くのポルトガル人を殺害したという<sup>45)</sup>。また布教区は柵（trinchera de fajinas y palizadas）でしっかり防備され、600ないし800丁の銃器が配備されていたという<sup>46)</sup>。

本稿で特に注目したいのは上記（3）のイエズス会士たちによる武器確保の手段である。そもそもいかにして、彼らはバンデイランテを敗走させるだけの銃器を入手できたのか。以下ではこの問題を考えてみたい。

### （1）供与

まず指摘できるのは、前述のパラグアイ総督ルーゴからの銃器の供与である。アスンシオンの司教座聖堂参事会<sup>47)</sup> (Cabildo eclesiástico)が1639年4月18日付でペルー副王宛に送った書簡にこの事実が認められる<sup>48)</sup>。氏名は明記されていないものの、イエズス会士の神父と平修道士が二人ずつ、計4名がバンデイランテに銃器で応戦した事実が語られている。この事件は、1637年3月4日付でボロア管区長が記した別の手紙から判断して、バンデイランテが1636年12月2日にヘスス・マリア（Jesús María）布教区に仕掛けた襲撃とみて間違いない<sup>49)</sup>。そして二人の神父とはペドロ・デ・モラ（Pedro de Mola）と前述のペドロ・ロメロ、また二人の平修道士とは同じく前述のアントニオ・ベルナル、フアン・デ・カルデナスである。この1636年の戦いの前後、時のパラグアイ総督ルーゴは、6丁のマスケット銃を布教区に送ったという。なおリオデラプラタ総督領では銃器が極端に不足していたために、布教区への銃器提供はできなかったと記されている。こうして準備できた銃器は少なかったものの、イエズス会側はバンデイランテを撃退できたと、アスンシオンの司教座聖堂参事会からペルー副王に宛てられた手紙は伝えている。またこの手紙には、総督から布教区への銃器や弾薬の提供は彼の個人的な資金でなされたとある<sup>50)</sup>。

この史料ではパラグアイ総督から布教区への6丁のマスケット銃の提供のみが語られているが、こうした銃器の提供は1回限りではなく、複数回続いたようである。前述のボロア管区長を含む7名のイエズス会士の連名によるグアラニの銃器武装の正当性を訴える1639年の書簡には、バンデイランテに生け捕りにされた膨大なグアラニの数についての言及に加えて、相当数のマスケット銃（cantidad de mosquetes）と弾薬が、総督から複数の布教区に数年にわたり供与されたとある。そしてこうした供与はルーゴ総督の個人経費（a su costa）でなされたとある<sup>51)</sup>。総督からのこのような銃器の提供は先に取り上げた史料にも記されている<sup>52)</sup>。このように類似する内容の史料が複数存在することから判断して、正確な時期と数は特定できないが、パラグアイ総督ルーゴからイエズス会布教区に対して

一定数の銃器が数回にわたって供与されていたことは間違いないだろう。

ところで先の史料には、銃器不足を理由として、ブエノスアイレス在住のスペイン人総督が管轄するリオデラプラタ総督領から布教区への銃器提供は実現しなかったと記されているが、アスンシオンを中心とするパラグアイ総督領の状況もほぼ同じであった。これに関しては1637年1月1日、ルーゴ総督とアスンシオンの戦争評議会（Junta de Guerra）は一つの決議を採択した<sup>53)</sup>。内容はペルー副王への武器の援助要請である。パラグアイに入植したスペイン人たちは周囲の好戦的な先住民グアイクルやパヤグアの脅威に悩まされていた。そこでペルー副王に嘆願したところ、200丁の銃や軍事物資購入のための資金をリオデラプラタ総督領の王室金庫（caja real）から補填する約束がなされた。しかし肝心のリオデラプラタ総督領にはそのための資金が存在せず、パラグアイ総督領内のスペイン人たちは銃器を購入できない。このため兵士150人のリストを作成し、これだけの数の兵士に十分な装備を提供できないと、ルーゴ総督と戦争評議会は決議を採択したのである。おそらくこれは、史料には明記されていないが、ペルー副王にこの窮乏を訴えるための公的決議だったのだろう。いずれにせよルーゴ総督は、アスンシオンがこうした厳しい状況の最中で、イエズス会布教区への銃器供与を自己資金を元に数年にわたり続けたことになる。

このようにアスンシオンの防衛体制が脆弱にもかかわらず、ルーゴ総督はイエズス会への協力を惜しまなかった。総督のこうした判断は同会に対する彼の個人的な好意に基づくものだったとも推測されるが、同時にまた、バンデイランテの襲撃がアスンシオンにまで及ぶ危険性を考慮してのことでもあったと、現存史料の記述から判断できる。

ボロア管区長がスペイン国王に宛てた1639年9月11日付の書簡は、グアイラ地方のスペイン人入植地ビジャ・リカ（Villa Rica）、シウダ・レアル（Ciudad Real）、ヘレス（Jerez）がバンデイランテに襲撃された事実を伝えている<sup>54)</sup>。とりわけビジャ・リカは、17世紀中葉から後半にもバンデイランテに追撃され、その度に移転を繰り返し、最終的にはグアイラ地方から数百キロも離れた現在のパラグアイ中央部に1683年に落ち着いた<sup>55)</sup>。同様の襲撃の矛先がアスンシオンにも向けられるのではと、ルーゴ総督が危惧していたことは想像に難くない。アスンシオンの司教座聖堂参事会の記録には、総督がイエズス会布教区を防護壁（muro）になぞらえていたとある<sup>56)</sup>。つまり布教区の壊滅は、ラプラタ地域のスペイン人入植地を守る防護壁の崩壊に匹敵した。従って布教区に対する総督の支援は、防護壁の強化そのものであったと言える。

## （2）購入

供与に加えてイエズス会士たちが銃器確保のために採った第二の方策は他所からの購入であった。前述のアスンシオンの司教座聖堂参事会がペルー副王に宛てた1639年4月18日付の書簡には、彼らが自己資金を元に銃器を購入していた（y de todas estas Provincias como es tomar [los jesuitas] ellos mismos las armas han comprado a su costa）とある<sup>57)</sup>。以下ではこの内容を詳細に検討したい。

聖職に関わる者が武器一般の購入に携わることは似つかわしくないことであり、秘密裏に行われていたことは想像に難くない。こうした事情もあつてか、購入された武器の数や時期を直接的に語る史料は存在しない。しかし購入の事実を示唆する史料は断片的ながら存在する。本稿ではそうした史料の分析結果を提示したい。

この武器購入の問題で注目すべきは、1641年11月23日付でイエズス会士シモン・メンデス（Simón Mendes）が、スペインのセビリアにイエズス会が設けた事務所（oficio）で財務担当総責任者（Procurador General）を務めた同じくイエズス会の会員ディエゴ・デ・モリーナ（Diego de Molina）に宛てた書簡である<sup>58)</sup>。メンデスはこの中で前述のムボロレの戦い（1641）以前の状況を回想しており、武器の購入も示唆的に記述している。書簡によれば、メンデスは1640年4月頃、前述の同僚ターニョと共にブラジルのリオデジャネイロにいた。ターニョは1637年にパラグアイ管区代表特使としてヨーロッパにわたり教皇ウルバヌス8世に謁見、1639年4月22日に教書の公布を取り付けた。内容はバンデイランテの暴挙を厳しく非難するものであった。これにより、グアラニに対する襲撃ならびにその奴隷化は禁じられ、人身売買に携わった者は破門に処すると宣言された<sup>59)</sup>。

教書を取り付けたターニョはヨーロッパを発って1640年4月にリオデジャネイロに到着、同僚のメンデスと合流した。二人はリオデジャネイロの住民にローマでの教書公布の事実ならびにその内容を伝え、グアラニに対する襲撃を止めるように勧告した。しかし逆にリオデジャネイロ住民の怒りを買って、危うく命を落としかねない暴動に巻き込まれた<sup>60)</sup>。二人は失意のうちにリオデジャネイロを離れて同年8月にブエノスアイレスに戻ったが<sup>61)</sup>、その矢先、400人のポルトガル人と3000人近い先住民トゥピが布教区襲撃のために出発したとの一報を受けた。そしてブエノスアイレスに到着後しばらくして、必要とされていたものが獲得された（se consiguió lo que se pretendía）とメンデスは記した。この記述に続いてメンデスは、バンデイランテが布教区に接近中と同僚たちに伝え、グアラニを招集し、400丁の銃器を整えたと述べている<sup>62)</sup>。メンデスは「必要とされていたもの」とあいまいな表現をしているが、これが400丁の銃器を指す可能性は高い。

これに関連して、「必要とされていたもの」が銃器だったことを、メンデスと共に行動

したターニョは明確に述べている。1641年11月9日付で彼が同僚で財務担当総責任者のディエゴ・デ・モンティエル（Diego de Montiel）に宛てた書簡は同じくムボロレの戦いの回想録であり、リオデジャネイロでのポルトガル人に対する教書の伝達からブエノスアイレス帰着までの出来事が書かれている<sup>63</sup>。ブエノスアイレスに到着したターニョは、バンデイランテが布教区に接近という一報を同僚に伝え、「イエズス会士たちがすでに手にしている以上のマスケット銃と火縄銃が送られた」（enviaronse mosquetes y arcabuces más de los que ya tenían [los jesuitas]）と記している。送り先は明記されていないが、状況から判断して、バンデイランテが標的としている布教区とみてほぼ間違いないだろう。

### （3）製造

銃器調達第三の方策は製造である。これについて興味深い事実を伝えるのが、元イエズス会士で、後にフランシスコ会に入会したガブリエル・デ・バレンシア（Gabriel de Valencia）という人物がペルー副王に1657年に宛てた書簡である。これは、彼がイエズス会士として1636年12月20日にブエノスアイレスに到着してから起きた出来事の回想録である<sup>64</sup>。バレンシアは1641年にイエズス会を脱会してフランシスコ会に入会した<sup>65</sup>。詳しい経緯はわからないが、彼自身は、15年にわたり所属したイエズス会を「私自身の欠陥、ならびに神の慈悲によって」（por deméritos míos y por misericordia de Dios）退会したと述べている<sup>66</sup>。この書簡には彼がイエズス会に対して抱く敵意が散見され、17世紀前半のラプラタ地域で流行した布教区埋蔵金の噂<sup>67</sup>や、イエズス会が有する布教区管轄権を在俗司祭もしくはフランシスコ会に委譲すべきといった独自の考えなどが見られる。しかし以下で述べる通り、イエズス会士が銃器を自前で製造していたというバレンシアの意見については、後述する他の諸史料と比較しても、信憑性があると見てよい。

パラグアイ管区所属のイエズス会士が行う銃器製造に関して、1657年からさかのぼること20年近く前の話として、バレンシアは次のように述べている。ブエノスアイレスに到着した1636年12月から程なくして、彼は現在のアルゼンチン北西部に位置するコルドバに存在したイエズス会の学院（Colegio）近くのヘスス・マリアと呼ばれる農園（hacienda）で働くことになった。ここにはかつて管区長を務めた前述のトゥルヒージョが暮らしており、当時の彼は学院長を務めていた。トゥルヒージョの元にはバンデイランテによる布教区襲撃の報を伝える手紙が何通も届いていた。その一つには、後世カアサパ・グアスの戦い（Batalla de Caazapá Guazú）として知られる1639年1月17日に起きたバンデイランテの布教区襲撃事件、またこの時に殉教したディエゴ・デ・アルファロ（Diego de Alfaro）のことが記されていた<sup>68</sup>。

殉教者が出たものの、カアサパ・グアスの戦いは、グアラニがバンデイランテを敗走させた勝利の戦いとして今日まで伝わる。つまりグアラニは、1639年1月の時点で、銃器武装するバンデイランテを退けるだけの自衛力を備えていた。グアラニがカアサパ・グアスの戦い前から有していた軍事力に関する記述として、バレンシアは、当時の布教区には4000丁の銃器が存在し、こうした大量の銃器の配備を可能にさせたのが、火縄銃を製造するための4基の炉（fragua）が休みなく稼動していたことによるという。そしてこれらの炉は、アンダルシア管区の出身で、バレンシアと同じ船でブエノスアイレスに到着した平修道士のドミンゴ・デ・トーレス（Domingo de Torres）によって設計されたとバレンシアは記している。また彼は、トーレスとスペイン時代から親密な意思の疎通（*intima comunicación*）を交わしていたと述べている<sup>69</sup>。

4000丁という銃器の数は慎重に検証されねばならない。というのも、例えばムボロレの戦い後の1643年にコンセプション（Concepción）布教区で書かれた『年報』には、バンデイランテの襲撃に備えてこの布教区で600丁の火縄銃が製造されたとある<sup>70</sup>。このうち300丁をウルグアイ地方の布教区に、残りの300丁をパラナ地方に配備した<sup>71</sup>。文脈から判断してこうした製造と配備はムボロレの戦い前に行われたと考えられる<sup>72</sup>。また同じくムボロレの戦い後の1647年に実施されたりオデラプラタ総督ハシント・デ・ラリス（Jacinto de Lariz）の布教区全体の総巡察で判明した火器の総数は609丁である<sup>73</sup>。つまり現存するこうした史料の記述から判断して、4000丁はバレンシアによる誇張の可能性がある。

しかしトーレスが設計したとされる炉について、バレンシアが虚偽を語ったとは断言できない。イエズス会士の研究者ウーゴ・ストルニ（Hugo Storni）が1980年に編纂したスペイン統治時代のパラグアイ管区所属の会員の詳細なカタログをみると、バレンシアが言うように、彼とトーレスは1636年12月20日にブエノスアイレスに確かに下船している。このカタログに従えば、トーレスは1607年4月28日にアンダルシアのオスナ（Osuna）に生まれ、1627年4月28日にイエズス会に入会、1688年8月15日にアポストレス（Apóstoles）布教区で息を引き取った<sup>74</sup>。

トーレスは、グアラニに対する軍事教練を担当した平修道士として複数の書簡で紹介されている。例えばムボロレの戦いの回想録として先に取り上げたクラウディオ・ルジェールの手記（1641）では、グアラニが「まるでフランドルの兵士のように」バンデイランテと戦ったと記されているが、彼らをそのように育て上げたのが他ならぬトーレスだった<sup>75</sup>。また同じく銃器購入を示唆する前述のターニョの書簡（1641）でも、トーレスがグアラニに銃器の撃ち方を指導していたとある<sup>76</sup>。さらに同じく前述のシモン・メンデスの書簡

(1641) の次の記述も注目に値する。ムボロレの戦い後、バンデイランテがまた攻めてきても、布教区内部では600丁の火器を用意できる（600 armas de fuego que se hacen）と記されている<sup>77)</sup>。そしてトーレスは、グアラニに銃器の使用方法を教えた親方的な第一級の熟練者（maestro）として紹介されている。イエズス会の同僚の中にはグアラニが銃器に精通するなど不可能と思う者もいたそうだが、今ではグアラニは熟達した兵士（diestros soldados）になったと、メンデスは述べている<sup>78)</sup>。

元イエズス会士ガブリエル・バレンシアが語る銃器製造に関する話をさらに見てみよう。彼が伝えるところでは、トーレスから銃器製造の技術を学んだイエズス会士として、チリ出身のフランシスコ・デ・モリーナ（Francisco de Molina）が挙げられており、バレンシアは彼とも親しかったという。このモリーナも実在の人物である。1593年にチリで生まれ、1679年にサン・カルロス（San Carlos）布教区で死去したことが、ストルニ編纂のカタログで確認できる<sup>79)</sup>。また4基の炉に関する補足説明としては、二人の親方的な第一級の熟練者（dos maestros）が優秀な専門職人（primos oficiales）として、トーレスのもとで銃器の製造に携わったという<sup>80)</sup>。1636ないし1637年頃から1657年までの20年間で相当数の銃器が製造され、今では炉も増設され、親方的な第一級の熟練者のような熟達さ（primor de maestros）をもって銃器製造に関わるグアラニも出てきたという<sup>81)</sup>。

バレンシアがこの手紙を執筆した1657年、銃器製造に関与するグアラニが布教区内部に確かに存在していたことを示す別種の史料がある。同年作成のサン・ハビエル（San Javier）布教区の住民名簿である。これは納税者の特定というスペイン国王の命を受けたパラグアイ総督フアン・ブラスケス・デ・バルベルデ（Juan Blázquez de Valverde）が同布教区を巡察した際に作られた名簿である。これの209番目に記載されたパブロ・バタリジュ（Pablo Batariyu）という34歳の男性グアラニに関して、次の説明が加えられている。彼は、武器製造人（armero）として火器を製造し、ラプラタ地域を守るという名目で国王陛下に仕えたため、免税である<sup>82)</sup>。

さらにバレンシアは、大砲（artillería）の製造についても次のように語る。明確な時期は示されていないが、パラグアイ管区のイエズス会士たちは、ポルトガルの船が搭載していた大砲に関心を寄せたという。これは小型化されており、相手に気づかれにくい程度の大きさであった。イエズス会士たちはこの大砲の製造を試み、その威力はバレンシアが「前に語った戦い」で発揮されたという<sup>83)</sup>。これは文脈から、前述の1639年1月17日のカアサパ・グアスの戦いを指すと考えてよい。この戦いでは、3隻のカヌーを組み合わせると一つの筏いかだを作り、前方にこの小型大砲を設置した。この戦いでバンデイランテを撃退できたことを受けて、イエズス会士たちは、さらに多くの大砲を製造しようとするに至った。

材木と皮で作ることにより大量生産が可能となり、小型で軽いため、持ち運びも簡便になった<sup>84)</sup>。

以上のように、パラグアイ管区のイエズス会士たちは、バンデイランテに応戦するために複数の方策を元に銃器を確保していた。銃器は、パラグアイ総督からの提供や購入といった外部からの入手に加えて、軍事に精通するイエズス会士による製造など、自前でも用意されていた。先に述べた通り、銃器に関する記述は断片的であり、製造の時期や数を具体的に特定するのは難しい。しかしそれでも、イエズス会士たちはバンデイランテに対抗できるだけの銃器をそろえることに成功し、事実、ムボロレの戦いで勝利したのである。つまり1641年の勝利は、かつてパラグアイ管区長ボロアが指摘したような、バンデイランテと布教区のグアラニとの間に生じていた不釣り合いがもはや存在しなくなったことを意味している。

そして布教区内部における銃器の製造は17世紀前半以降も継続されていた。これには、ムボロレの戦いでグアラニの勝利を受けたスペイン王権が布教区をスペイン領防衛の拠点とみなし、武装したグアラニを「領土防衛任務」という名目のもとで事あるごとに動員し始めたこととも関連している<sup>85)</sup>。17世紀後半から18世紀にかけてラプラタ地域の布教区で活動したイエズス会士アントニオ・セップ（Antonio Sepp）は、全布教区において、弾薬、弾丸、硝石（salitre）、弾丸の発射に必要な火縄（mecha）を作るための作業場を設けたと手記の中で述べている。またイエズス会の同僚の中には、マスケット銃（mosquete）、小銃（fusil）、カービン銃（carabina）、拳銃（pistola）などの製造術に長けた者がいるとも述べている。さらにセップは、この手記を書いた当時に担当していたサン・フアン（San Juan）布教区を取り上げて、歴代上長の認可を得たうえで、火縄銃の製造に長けたスペイン人（un arcabucero español, experto en su oficio）をサン・フアンに呼び、マスケット銃の砲身の製造方法や、砲身に腔線こうせんをつける技術をグアラニに学ばせたと述べている。そして他の布教区を担当するイエズス会士たちも、セップのこのやり方を踏襲したとある<sup>86)</sup>。

布教区における武器の製造は、18世紀前半にはその外部にも広く知れ渡っていた。1734年12月1日から1735年2月1日にかけて、アスンシオン在住の10人のスペイン人が、ブエノスアイレスにて、フアン・バスケス（Juan Vázquez）なる人物の前で証言した記録が存在する<sup>87)</sup>。これはラプラタ地域のイエズス会布教区の現状を知りたいと願う国王陛下の命を受けて同地域在住のスペイン人に対して行われた聞き取り調査である。10人には項目ごとに質問が提示され、その6番目が、布教区における銃器ならびに軍事物資に関して知っていることを述べよというものだった。10人の証言は微妙に異なっているものの、大意はどれも合致している。すなわち、布教区ではあらゆる武器、弾薬、そのほかの軍事物

資が製造されているというものである。武器には火器に加えて、剣やナイフのような、火薬や爆発とは一切関連のない冷兵器も含まれた。武器の製造に関わるグアラニは、前述の1657年サン・ハビエル布教区の住民名簿と同様にスペイン語で武器製造人（*armero*）と記されている。興味深いのは、スペイン人アントニオ・ルイス・デ・アレジャーノ（Antonio Ruiz de Arellano）が1735年1月3日付けで証言した内容である。武器が作られているかどうかまではわからないが、布教区には鐘（*campana*）が製造できる炉があると言い、かつてブエノスアイレス北部のスペイン人入植地サンタ・フェ（Santa Fe）で暮らしていた武器製造に関して親方的な第一級の熟練者（*maestro*）が長期にわたり布教区で暮らしていたと言う<sup>88)</sup>。布教区で鐘が製造されていることは他の複数のスペイン人も証言しており、またサンタ・フェ出身の親方的な第一級の熟練者の存在についても、アレジャーノ以外の人物も証言している<sup>89)</sup>。鐘を作る知識や技術が武器の製造に応用されていたと推測することは、あながち間違いではないだろう。

## 5 おわりに

ラプラタ地域のイエズス会布教区は、ポルトガル領ブラジルに隣接するという地政学的な条件により、設立の当初から先住民奴隷狩り部隊バンデイランテの頻繁な襲撃に見舞われた。こうした過酷な状況で同地域のイエズス会士たちが採ったのが、武力を用いた自衛であった。実定法に従えば、聖職者が軍事に関わることはあってはならない。しかし、生命や財産といった人間にとっての根源的なもの、すなわち自然法が脅かされる事態においては、聖職者も武器を手取ることは認められるという方針を掲げ、イエズス会士たちは、軍隊経験のある平修道士を筆頭に、(1)先住民グアラニに対する軍事技術の指導、(2)布教区防衛体制の強化、(3)軍事物資の確保といった対策を、襲撃の最中に着々と進めていった。こうした成果が、1639年のカアサパ・グアスの戦い、そして1641年のイエズス会布教区の歴史に名高いムボロレの戦いというバンデイランテに対する劇的な勝利として結実したのである。

本稿では特に(3)のイエズス会士たちが採った軍事物資確保のための具体的な方策について検討した。こうしたことを直接的に語る史料は存在しないため、種々の史料を比較検討しながら全体像を復元することに本稿の力点はおかれた。この作業を経て明らかになったのは、(1)布教区をバンデイランテに対する「防護壁」と見なすアスンシオン在住のパラグアイ総督から数年にわたり一定数の銃器の供与があったこと、(2)具体的な時期、数、経路などは史料的制約のためにわからないが、イエズス会士たちも自己資金を使って銃器を購入していたこと、(3)そして幾つかの布教区には炉が設けられ、イエズス会士も

しくは外部から招かれたスペイン人専門家の指導を受けたグアラニが火器の製造に関わっていたことなどである。こうした様々な方策により布教区において軍事物資が確保されていたことには、パラグアイ管区のイエズス会士たちの組織的な関与が認められる<sup>90)</sup>。

ところで本稿で引用した『年報』(1635-37)の中に、イエズス会士クリストバル・メンドーサがパラナおよびウルグアイ地方の布教区全域において、スペイン語でコンパニア(*compañía*)と呼ばれる部隊を設立し、グアラニの首長たちを役職に据えたというものがあつた<sup>91)</sup>。実はこのコンパニアは、16世紀のスペイン帝国を軍事面で支えたテルシオ(*Tercio*)と呼ばれる軍事組織を構成する基本ユニットであつた<sup>92)</sup>。本稿の導入部で言及したスペイン領南米ラプラタ地域のイエズス会布教区に設けられた先住民軍事組織は、スペイン本国のテルシオとの関係の中で論じられなければならない。この重要な問題については別稿で改めて論じたい。

## 注

- 1) Vander Linden [1916].
- 2) Bakewell [1997].
- 3) バンガート [2004].
- 4) 岡田・齋藤 [2007].
- 5) Ganson [2003]; Sarreal [2014].
- 6) アメリカ大陸の辺境地帯、すなわちフロンティア地域では、スペイン人入植者の数が絶対的に少なく、そうした広大な土地を狙う他のヨーロッパ諸国との間で、領有権をめぐる闘争が勃発しては紛糾した。こうした状況でスペインはフロンティア地域におけるキリスト教宣教師の活動を奨励し、結果として、宣教師たちが設けた居住地の存在を根拠として、当該地域がスペイン領であることを主張するようになった。スペイン領アメリカのフロンティア地域における領土保全と宣教師の活動の密な関連を指摘した研究者として、ハーバート・ボルトン (Herbert E. Bolton) が特に有名である (Bolton [1917])。また彼のこの学説に関連して次も参照 (Bannon [1964])。
- 7) López [1976]; Kern [1982]; Neumann [1996]; Avellaneda y Quarleri [2007]; Svriz Wucherer [2011a, 2011b]; Avellaneda [2014].
- 8) Necker [1990].
- 9) Nicolau [1962] p. 54
- 10) Morse [1965].
- 11) Cortesão [1969] pp. 304-305.
- 12) 以後「年報」と略記。年報 (Cartas Anuas もしくは *Annuae Litterae*) とは、キリスト教布教の推進のためにイエズス会が世界各地に設けた管区 (Provincia) という行政単位のトップである管区長 (Provincial) の責任の下で編纂された報告書簡。ローマ在住のイエズス会の最高責任者である総長 (General) に宛てて定期的に送られた。南米ラプラタ地域一帯はイエズス会パラグアイ管区 (Provincia Jesuítica del Paraguay) と命名された。同管区に関わる年報は1609年から1762年にかけて作成され、現在1700年までが刊行され

- ている。ProvinciaおよびCartas Anuasの簡略な説明については次を参照。O'Neill y Domínguez [2001] pp. 3782-3783 (vol. 4, Provincia); pp. 965-966 (vol. 1, Litterae quadrimestres, semestres, annuae)。またGeneralについてはO'Neill y Domínguez [2001] pp. 1595-1706 (vol. 2, Generales de la CJ [Compañía de Jesús])に歴代総長に関する詳細な解説がある。なお詳細は別稿で論じたいが、年報は、(1) 会の創始者ロヨラの理念を反映した組織化された通信制度であったこと、(2) 内容の誇張や虚偽を排除するために会の上層部によって定められた編纂規定に従って作成されていたこと、(3) イエズス会の評判を高め、さらに支持者を増やす必要から、とりわけ読者を「感化させる」(edificante)内容の記述が重視されていた。年報のこうした特徴は、日本管区を事例とした次の研究を通じて知ることができる(シュワーデ [1963]; チークリス [1975]; 柳田 [1988]; 五野井 [1978, 2001])。また近年では、年報のグローバルな循環という観点から、ドイツのマルクス・フリードリヒが精力的に研究成果を公にしている(Friedrich [2008]; Friedrich [2009]; Friedrich [2017])。
- 13) Porto [1954, I] p. 97.
  - 14) Leonhardt [1929] p. 549.
  - 15) Leonhardt [1929] p. 549.
  - 16) Leonhardt [1929] p. 549.
  - 17) Leonhardt [1929] p. 555.
  - 18) Leonhardt [1929] p. 555.
  - 19) Leonhardt [1929] pp. 623-624.
  - 20) Maeder [1984] p. 128.
  - 21) Manzano Manzano [1973, II] ff. 191r-192r.
  - 22) “Con particular consuelo he leído la de VR de noviembre de 1629 por las buenas nuevas que me da, que nunca las reducciones han estado en mejor estado que el presente, [...] pero ruegoles que nunca las [reducciones] defiendan more castrorum, sino con paciencia, humildad y buen ejemplo, sin valerse de soldados ...,” Morales [2005] p. 445. イタリア、ローマのグレゴリアン大学で教鞭をとるイエズス会士マルティン・マリア・モラーレス (Martín María Morales) が2005年に編纂したこの刊行史料には、17世紀前半のイエズス会総長が同時期のパラグアイ管区の同僚に宛てた各種の命令文書が収められている。
  - 23) “VR advierta a los padres de las reducciones, el modo con que se han de defender en caso que permita Nuestro Señor otro fracaso como el de los portugueses de San Pablo; y que no sea more castrorum; que esta no es defensa de religiosos, sino humildad, paciencia, y buen ejemplo; lo demás es propio de soldados; piedese avisar aquellos por cuya cuenta corre su defensa para que cuiden de poner los medios propios de su estado,” Morales [2005] p. 448. 史料原本に記載はないものの、この手紙の執筆月を1月とする研究がある (Bruno [1967] p. 296.)。
  - 24) Morales [2005] p. 448.
  - 25) Morales [2005] pp. 519-520.
  - 26) “Archivum Romanum Societatis Iesu [ARSI], Congr. 67, 271r,” in Morales [2005] pp. 581-582, nota g. この史料は、1636年7-8月に現在のアルゼンチン北西部のコルドバで開催された第6回パラグアイ管区会議の議場にて、イエズス会士たちが行った議論の内容をまとめたものである。
  - 27) “Archivum Romanum Societatis Iesu [ARSI], Congr. 64, 229r,” in Morales [2005] pp. 581-582, nota g.
  - 28) Cortesão [1969] pp. 315-326.

- 29) Cortesão [1969] pp. 316-317.
- 30) Cortesão [1969] p. 319.
- 31) Cortesão [1969] p. 326. 時と場合に応じて聖職者が武器に関わることが認められるというこのような考えは中世ヨーロッパに遡ることができる。12世紀中葉のイタリア、ボローニャで活躍した法学者ヨハネス・グラティアヌス（もしくはグラチアヌス）（Johannes Gratianus）は、一般に『グラティアヌス教令集』（*Decretum Gratiani*）として知られる『矛盾教会法令調和集（矛盾しているカノン法令の調和）』（*Concordia discordantium canonum*）の第23議題において第8問題「司教は、あるいは司祭たちはなに人でも、教皇の権威や皇帝の命令にもとづいて、みずから武器をとってたつことが赦されるか」を提起した。そしてこれに対する返答として「司教はみずから武器をとって斗<sup>たたか</sup>ってはならない。しかし、迫害をうけるものをまもり、神の敵と斗<sup>たたか</sup>うためにたちあがるよう、他のものを促すことは、かれらに許される」と記している（伊藤 [1959] 141頁）。こうした立場は、さらにはアウグスティヌスの思想にまで遡ることができ、グラティアヌスを通じてトマス・アキナスへと継承されたとする研究がある（Eppstein [2008] 81）。
- 32) Cortesão [1969] pp. 325-326.
- 33) “Archivo Nacional de Chile, Vol. 203 (1625-1766) , No. 2,” in Salinas [2006] pp. 270-276. 原本は20世紀後半に紛失した。サリーナスは紛失以前に史料を筆記したアルゼンチンの歴史家エルネスト・メーデーラ（Ernesto J.A. Maeder）が残したメモを元に2006年にこの史料を刊行した。この話はサリーナスとの個人的なやりとりによる。
- 34) スペイン統治期のブエノスアイレスで暮らしたスペイン人総督は「リオデラプラタ総督」と呼ばれた。
- 35) 本来は近世スペインの軍隊組織テルシオ（Tercio）における最高位の地位を指すが（Londoño, 1589: 7r-9r; 15r-17r）、ここでは先住民軍事組織の総司令官と理解するのが妥当である。
- 36) Salinas [2006] pp. 270-276.
- 37) Cortesão [1969] p. 300.
- 38) Abou [1995] p. 54; Fernández Herrero [1992] p. 282.
- 39) Maeder [1996] .
- 40) O'Neill y Domínguez [2001, I] p. 83.
- 41) Cortesão [1969] pp. 352-353.
- 42) 現在のオランダ南部、ベルギー西部、フランス北部にかけての一带。
- 43) Cortesão [1969] p. 353.
- 44) Museu Paulista [1931] pp. 158-159. 原本はスペイン、セビリアのインディアス文書館（Archivo General de Indias）のCharcas 119セクションに収められている。Museu Paulista [1931] ではこの史料は旧請求番号74,6,28として紹介されている。
- 45) Museu Paulista [1931] pp. 158-159.
- 46) Museu Paulista [1931] pp. 158-159.
- 47) いわゆるカピトゥルム（*capitulum*）のこと。この言葉は元は書物の一章を指したが、転じて「教会、特に司教座聖堂に付属して司教の教区行政を補佐する聖職者団体」という意味が生じた。現在カピトゥルムという語は他にも様々な意味を有するが、「司教を補佐する聖職者団体」という意味としては、「司教座聖堂参事会」に加えて、「聖職者祭式者会」という訳語があてられることもある。カピトゥルムに属する会員たちは、政務日課などの司教の業務を補佐し、時には司教を代行して教区内の業務を取り仕切ることも

あった。カピトゥルムは6世紀中葉以後の史料に現れ、7世紀以降に頻出するが、トリエント公会議(1545-1563)以後、その権限の多くは廃止された（上智学院新カトリック大事典編纂委員会編 [1996, vol. 1] 1179-1180頁; ヴィケール [2004] 71-72頁）。

- 48) Cortesão [1969] pp. 267-271.
- 49) Cortesão [1969] pp. 142-148.
- 50) Cortesão [1969] pp. 267-271.
- 51) Cortesão [1969] p. 312.
- 52) Cortesão [1969] pp. 315-326.
- 53) Cortesão [1969] pp. 233-235.
- 54) Cortesão [1969] pp. 299-302.
- 55) ビジャ・リカの歴史については次を参照（Cardozo [1938]）。
- 56) Cortesão [1969] p. 270.
- 57) Cortesão [1969] p. 270.
- 58) Pastells [1915] pp. 59-61, nota 1. この書簡はイエズス会士パブロ・パステールス（Pablo Pastells）が編纂した史料集に注釈として掲載されている。しかしパステールスは原本の所在を明記していない。ここで言及されているディエゴ・デ・モリーナとは、16世紀後半から18世紀前半にかけてのセビリアに存在したイエズス会の財務関連部門の施設の責任者であり、彼は1641-1643年にこの任を務めた。この施設はスペイン語でオフィシオ・デ・プロクラドール・ヘネラル（Oficio de procurador general）と呼ばれた。主にスペイン領アメリカに派遣予定の同僚に関わる仕事、彼らの渡航費用やアメリカとヨーロッパとの間でやり取りする物資に関する業務を担当した。1730年以降、この業務を行う施設はセビリアの南部、カディス近郊のプエルト・デ・サンタ・マリア（Puerto de Santa María）に移転した。なおprocurador generalは、他にも、マドリードのスペイン宮廷と深い関係のある特定のイエズス会士や、ヨーロッパに向けて派遣されるスペイン領アメリカに在任の特使を指すこともある。前者にあたるイエズス会士の業務は、スペイン王室ならびにその側近の大臣、貴族たちと政治的関係を取り結ぶことや政治動向の調査であった。後者は前述のイエズス会士ターニョの例にみるように、スペイン領アメリカで起きた諸問題をヨーロッパ在住の同僚と協議するために派遣された。Procurador generalに関する包括的な研究としては次が詳しい（Galán García [1995] pp. 77-78）。
- 59) Metzler [1994] pp. 701-703.
- 60) O'Neill y Domínguez [2001, II] p. 1116.
- 61) Carvallo [1980] p. 42.
- 62) Pastells [1915] pp. 59-61, nota 1.
- 63) Pastells [1915] pp. 61-62, nota 1. 前のメンデスの回想録と同様に原本の所在は不明。またこのディエゴ・デ・モンティエルも、1636-1641年にかけてセビリアの財務担当部門の責任者を務めたイエズス会士である（Galán García [1995] p. 77）。
- 64) Cortesão [1952] pp. 254-272. 編者コルテザウンがこの史料の執筆年月日を1657年「3月26日」と断定した理由はわからない。
- 65) Storni [1980] p. 294.
- 66) Cortesão [1952] p. 255.

- 67) 人里離れた地域で運営され、外部との接触も制限されていたイエズス会布教区については様々な噂が飛び交い、その一つが布教区に眠るとされた埋蔵金であり、イエズス会士たちがこれを専有しているのではないかとの批判が出ていた。歴代スペイン人総督主導の調査が数回にわたって行われたものの、最終的に貴金属は発見されなかった（Hernández [1913] pp. 226-232）。
- 68) Cortesão [1952] p. 258.
- 69) Cortesão [1952] p. 258.
- 70) IAP, Coleção de Angelis, I-29-7-37. この史料はブラジル南部、リオ・グランデ・ド・スール州のサン・レオポルドに存在するイエズス会系の大学、ウニシーノス（UNISINOS）大学内のアンシエタノ研究所（Instituto Anchietao de Pesquisas）に所蔵されている。
- 71) IAP, Coleção de Angelis, I-29-7-37.
- 72) IAP, Coleção de Angelis, I-29-7-37.
- 73) IAP, Coleção de Angelis, I-29-2-73.
- 74) Storni [1980] pp. 286-287, 294.
- 75) Cortesão [1969] p. 359.
- 76) Pastells [1915] p. 61, nota 1.
- 77) Pastells [1915] pp. 59-61, nota 1.
- 78) Pastells [1915] pp. 60-61, nota 1
- 79) Storni [1980] p. 188.
- 80) Cortesão [1952] pp. 260-261.
- 81) Cortesão [1952] pp. 260-261.
- 82) AGN, S. IX 18-7-7. この史料はアルゼンチン、ブエノスアイレスの国立文書館（Archivo General de la Nación）に所蔵されている。
- 83) Cortesão [1952] p. 260.
- 84) Cortesão [1952] p. 260.
- 85) Möner [1953].
- 86) Sepp [1973] p. 188.
- 87) IAP, Coleção de Angelis, I-29-4-46.
- 88) IAP, Coleção de Angelis, I-29-4-46.
- 89) IAP, Coleção de Angelis, I-29-4-46.
- 90) 軍事とイエズス会との関係はパラグアイ管区の外においても極めてデリケートな問題であった。例えば1590年に日本で開催された第2回協議会（Segunda Consulta）における第3諮問では、戦国時代の日本においてイエズス会士が武力や戦争といかなる関係にあるべきか議論された。この問題に対して、巡察士アレッサンドロ・ヴァリニャーノが同年に出した決議をみると、イエズス会士が軍事問題に関わることは基本的に禁止されるべきと採択されたことがわかる。しかしキリスト教に改宗した戦国大名が危機的な戦局に陥りそうな場合、「助ける義務があろう」（pueda haber obligación de socorrer）と、具体的な手段は明記されなかったものの、極めて微妙な文言が付言された。そして本当に助けるとなった場合は、その前に入念に協議することが規定された（Alvarez-Taradriz [19--] pp. 599-601, 648-653. 特に652ページを参照）。またインドにおいては、1575年12月6-18日にかけて開催された協議会の第29諮問にて、軍事問題は上の立場

の会員の判断に委ねられるのが望ましいと採択された（Wicki [1968] pp. 277-278）。このことは、上の立場の会員が軍事に関わることを認めれば、下の立場の会員もその決定に従わざるをえなかった可能性を示唆する。なお *Consulta* の訳語を「協議会」とすることは次に拠った（井手 [1994] 369-573 頁。特に 376 ページの写真を参照）。またイエズス会が総意として、異教徒が暮らす土地の軍事征服に加担する方針を掲げていたのかどうか、あるいは一部の会員がこのような過激な思想を持っていたのかどうか、あるいは軍事征服は否定しつつも、正当防衛や、致し方ない状況におかれた際の軍事力の行使は容認できるという方針が存在したのかどうかなど、研究者の議論は様々である。しかし程度の差こそあれ、イエズス会が軍事と関わる修道会であったという認識は、研究者の間では共有されている。パラグアイ管区のイエズス会たちの軍事への関与を指摘した先行研究については本稿の冒頭で指摘したとおりである。スペイン領アメリカの他の地域におけるイエズス会と軍事とのつながりについては、現在のボリビア北東のモホス（Mojos）地方を扱った齋藤 [2003] および Saito [2015]、コロンビア、エクアドル、ブラジル、ペルーにまたがるマイナス（Maynas）地方を取り上げた Lopes de Carvalho [2016]、ベネズエラのオリノコ川流域を論じた Rey Fajardo [1995]、メキシコ北西部のソノラ（Sonora）地方に関係する Hausberger [1993] などがある。日本イエズス会については、高瀬 [1977] を嚆矢として（特に第3章：キリシタン宣教師の軍事計画を参照）、高橋 [2006, 2012] や清水 [2014] がある。特に高橋 [2006] については「第7章：聖衣をまとった戦士たち」を参照。また直近で、16世紀の日本で活動したフランシスコ会士が唱えたローマ教皇による軍事行使正当論に関わる論文も公にされた（高橋 [2017]）。

91) Leonhardt [1929] p. 555.

92) Notario López and Notario López [2012].

## 文献リスト

- 井手勝美 [1995] 『キリシタン思想史研究序説—日本人のキリスト教受容—』ペリカン社。
- 伊藤不二男 [1959] 「グラティアヌス『教会法』における正当戦争論の特色—国際法学説史研究—」『法制研究』(九州大学法政学会編) 第2巻、第2号。
- ヴィケール [2004] 『中世修道院の世界—使徒の模倣者たち—』朝倉文市監訳、八坂書房。
- 岡田裕成・齋藤晃 [2007] 『南米キリスト教美術とコロニアリズム』名古屋大学出版会。
- 五野井隆史 [1978] 「イエズス会日本年報について—その手書本の所在を中心に—」『キリシタン研究』第18輯。
- 五野井隆史 [2001] 「日本イエズス会の通信について—その発送システムと印刷—」『東京大学史料編纂所研究紀要』第11号。
- 齋藤晃 [2003] 「戦争と宣教—南米イエズス会ミッションの捕食的拡張—」『国立民族学博物館研究報告』第28号、第2巻。
- 清水有子 [2014] 「イベリア・インパクト論再考—イエズス会の軍事的性格をめぐって—」『歴史評論』第773号。
- シュワーズ [1963] 「秀吉の禁教令以前におけるイエズス会士の布教通信」『キリシタン文化研究会報』第6年、第4号。
- 上智学院新カトリック大事典編纂委員会編 [1996] 『新カトリック大事典』第1巻、研究社。
- 高瀬弘一郎 [1977] 『キリシタン時代の研究』岩波書店。

- 高橋裕史 [2006] 『イエズス会の世界戦略』 講談社。
- 高橋裕史 [2012] 『武器・十字架と戦国日本—イエズス会宣教師と「対日武力征服計画」の真相—』 洋泉社。
- 高橋裕史 [2017] 「フランシスコ会士によるローマ教皇の「軍事行使権」論について—Fray Martin de la Ascenciónの『*Relación*』の分析—」『国際武器移転史』第3号。
- チースリク [1975] 「イエズス会年報の成立と評価」『東方学』第49号。
- バンガート [2004] 『イエズス会の歴史』 岡安喜代、村井則夫訳、原書房。
- 柳田利夫 [1988] 「イエズス会年報制度と日本〈上〉」 箭内健次編『鎖国日本と国際交流』（上巻） 吉川弘文館。
- Abou, Sélim [1996] *La “República” jesuítica de los Guaraníes (1609-1768) y su herencia*, Manrique Zago Ediciones.
- AGN (Archivo General de la Nación) , Buenos Aires, Argentina.
- Alvarez-Taladriz, José Luis ed. [19--] *Adiciones del Sumario de Japón*, s.n.
- Avellaneda, Mercedes y Lia Quarleri [2007] “Las milicias guaraníes en el Paraguay y Río de la Plata: alcances y Limitaciones (1649-1756) ,” *Estudios Ibero-Americanos*. Vol. 33, No. 1.
- Avellaneda, Mercedes [2014] *Guaraníes, criollos y jesuitas: luchas de poder en las revoluciones comuneras del Paraguay, siglos XVII y XVIII*, Tiempo de Historia.
- Bakewell, Peter [1997] *A History of Latin America: Empires and Sequels, 1450-1930*, Blackwell Publishers.
- Bannon, John Francis ed. [1964] *Bolton and the Spanish Borderlands*, Norman: University of Oklahoma Press.
- Bolton, Herbert E. [1917] “The Mission as a Frontier Institution in the Spanish-American Colonies,” *The American Historical Review*, Vol. 23, No. 1.
- Bruno, Cayetano [1967] *Historia de la iglesia en la Argentina*, Vol. 2, Ed. Don Bosco.
- Cardozo, Ramón I. [1938] *La antigua provincia de Guairá y la Villa Rica del Espíritu Santo*, J. Menéndez.
- Carvalho, Casiano Néstor [1980] *Síntesis de historia de la Provincia de Misiones: contribución de los jesuitas a la formación histórica de Misiones*, Ediciones Montoya.
- Cortésão, Jaime ed. [1952] *Jesuítas e bandeirantes no Itatim, 1596-1760*, Biblioteca Nacional.
- Cortésão, Jaime ed. [1969] *Jesuítas e bandeirantes no Tape, 1615-1641*, Biblioteca Nacional.
- Eppstein, John [2008] *The Catholic Tradition of the Law of Nations*, Lawbook Exchange.
- Fernández Herrero, Beatriz [1992] *La utopía de América: teoría, leyes, experimentos*, Anthropos.
- Friedrich, Markus [2008] “Circulating and Compiling the *Litterae Annuae*: Towards a History of the Jesuit System of Communication,” *Archivum Historicum Societatis Iesu*, Vol. 77.
- Friedrich, Markus [2009] *Governance in the Society of Jesus, 1540-1773: Its Methods, Critics, and Legacy Today*, Seminar on Jesuit Spirituality.
- Friedrich, Markus [2017] “Government in India and Japan Is Different from Government in Europe: Asian Jesuits on Infrastructure, Administrative Space, and the Possibilities of a Global Management of Power,” *Journal of Jesuit Studies*, Vol. 4, No. 1.
- Galán García, Agustín [1995] *El “Oficio de Indias” de Sevilla y la organización económica y misional de la Compañía de Jesús (1566-1767)*, Fundación Fondo de Cultura de Sevilla.
- Ganson, Barbara [2003] *The Guaraní under Spanish Rule in the Río de la Plata*, Stanford University Press.
- Hausberger, Bernd [1993] “La violencia en la conquista espiritual: las misiones jesuitas de Sonora,” *Jahrbuch für*

- Geschichte Lateinamerikas*, No. 30.
- Hernández, Pablo [1913] *Organización social de las doctrinas guaraníes de la Compañía de Jesús*, vol. 2, Barcelona: Gustavo Gili.
- IAP (Instituto Anchietano de Pesquisas) , São Leopoldo, RI, Brasil.
- Kern, Arno [1982] *Missões: uma utopia política*, Mercado Aberto.
- Leonhardt, Carlos ed. [1929] *Cartas anuas de la Provincia del Paraguay, Chile y Tucumán, de la Compañía de Jesús, 1615-1637*, Casa Jacobo Peuser.
- Londoño, Sancho de [1589] “El discurso sobre la forma de reducir la disciplina militar a mejor y antiguo estado,” in Francisco de Valdés, *Espejo y deceplina militar*, Roger Velpius.
- Lopes de Carvalho, Francismar Alex [2016] “Entradas missionárias e processos étnicos na Amazônia: o caso das missões jesuíticas de Maynas (c. 1638-1767),” *Anos 90*, Vol. 23, No. 43.
- López, Adalberto [1976] *The Revolt of the Comuneros, 1721-1735: A Study in the Colonial History of Paraguay*, Schenkman.
- Maeder, Ernesto ed. [1984] *Cartas anuas de la Provincia del Paraguay, 1637-1639*, FECC.
- Maeder, Ernesto ed. [1996] *Cartas anuas de la Provincia Jesuítica del Paraguay, 1641 a 1643*, IIGHI.
- Manzano Manzano, Juan ed. [1973] *Recopilación de leyes de los reynos de las Indias*, Vols. 1-4, ECH.
- Metzler, Josef et al. eds. [1994] *America Pontificia: documenta pontificia ex registris et minutis praesertim in Archivo Secreto Vaticano existentibus*, Libreria editrice vaticana.
- Morales, Martín María. ed. [2005] *A mis manos han llegado: cartas de los PP. generales a la antigua provincia del Paraguay (1608-1639)*, UPC y IHSI.
- Mörner, Magnus [1953] *The Political and Economic Activities of the Jesuits in the La Plata Region: The Hapsburg Era*, Victor Pettersons Bokindustri Aktiebolag.
- Morse, Richard M. [1965] *The Bandeirantes: The Historical Role of the Brazilian Pathfinders*, Knopf.
- Museu Paulista [1931] *Annaes do Museu Paulista*, Tomo 5, segunda parte.
- Necker, Louis.[1990]*Indios guaraníes y chamanes franciscanos: las primeras reducciones del Paraguay (1580-1800)*, CEAUC.
- Neumann, Eduardo [1996] *O trabalho guarani missioneiro no Rio da Prata colonial, 1640-1750*, Martins Livreiro-Editor.
- Nicolau, Michael ed. [1962] *P. Hieronymi Nadal Commenarii de Instituto Societatis Iesu*, Monumenta Historica Soc. Iesu.
- Notario López, Ignacio and Iván Notario López [2012] *The Spanish Tercios 1536-1704*, Osprey.
- O’Neill, Charles E. y Joaquín Ma. Domínguez eds. [2001] *Diccionario histórico de la Compañía de Jesús: biográfico-temático*, Vols. 1-4, Institutum Historicum y Universidad Pontificia Comillas.
- Pastells, Pablo ed. [1915] *Historia de la Compañía de Jesús en la Provincia del Paraguay (Argentina, Paraguay, Uruguay, Perú, Bolivia y Brasil): según los documentos originales del Archivo General de Indias*, Vol. 2, V. Suarez.
- Porto, Aurélio [1954] *História das Missões orientais do Uruguai*, 2 ed., Livraria Selbach.
- Rey Fajardo, José del [1995] “Las escoltas militares en las misiones jesuíticas de la Orinoquia, 1661-1767,” *Boletín*

- de la Academia Nacional de la Historia* (Venezuela), Vol. 78, No. 311.
- Saito, Akira [2015] “Guerra y evangelización en las misiones jesuíticas de Moxos,” *Boletín Americanista*, No. 70.
- Salinas, María Laura ed. [2006] “Liderazgos indígenas en las Misiones jesuíticas: títulos de capitanes concedidos a los caciques guaraníes en el siglo XVII,” *Folia Histórica del Nordeste*, 16.
- Sarreal, Julia J.S. [2014] *The Guaraní and their Missions: A Socioeconomic History*, Stanford University Press.
- Sepp, Antonio [1973] *Jardín de flores paracuário*, EUDEBA.
- Storni, Hugo [1980] *Catálogo de los jesuitas de la Provincia del Paraguay (Cuenca del Plata), 1585-1768*, Institutum Historicum S.I.
- Svriz Wucherer, Pedro Miguel Omar [2011a] “Jesuitas, guaraníes y armas: las solicitudes de milicias guaraníes frente a los indios del Gran Chaco según un inédito documento del siglo XVIII,” *Historia UNISINOS*, No. 15.
- Svriz Wucherer, Pedro Miguel Omar [2011b] “Disputas a orillas del río Uruguay: guerra y paz con los minuanes en el siglo XVIII,” *Gazeta de Antropología*. Vol. 27, No. 2 (<http://www.gazeta-antropologia.es/?p=1490>).
- Vander Linden, H. [1916] “Alexander VI and the Demarcation of the Maritime and Colonial Domains of Spain and Portugal, 1493-1494,” *American Historical Review*, Vol. 22, No. 1.
- Wicki, Josef ed. [1968] *Documenta Indica*, Vol. 10 (1575-1577), MHSL.

## 付記

本稿は2016-2018年度科学研究費補助金（若手研究（B）、課題番号16K21429）による研究成果の一部である。

## **Deploying Firearms in the Jesuit Missions of Río de la Plata: South America during the 17-18th Centuries**

**Kazuhisa Takeda**

Meiji University, Tokyo, Japan

This article explores how members of the Society of Jesus (Jesuits) deployed various types of firearms in the settlement complex they created for Guaraní Indians, called “Missions” or “Reductions,” under Spanish rule from 1609-1767. Located in the Río de la Plata region (in present day southwestern Paraguay, northeastern Argentina, southern Brazil, and Uruguay), the main purpose of these missions was to spread Christianity among local inhabitants. The close proximity between the Jesuit-Guaraní Missions in Spanish territory and Portuguese Brazil caused continuous invasions of Portuguese slave and fortune hunters from São Paulo, called Bandeirantes, particularly during the decades of 1620 to 1630. In order to protect their flock of sheep from the attack of ferocious wolves, the Jesuits devised a means of self-defense by force of arms.

The first section of this article describes the historical development of the discussion among the Jesuits concerning countermeasures against the Bandeirantes. The general assembly of Jesuit Paraguayan Province adopted a resolution to permit armed opposition to the Portuguese slave hunters. The second section examines the arguments of the Society’s upper ranks in Rome, who found the general resolution of Paraguayan Province difficult to accept. Several instructions from the Society’s Superior General showed anxiety over the Province’s radical stance. However, the Paraguayan Jesuits were consistent in their commitment to take up arms for self-defense. Disobeying the instructions from Rome, the Jesuits in the Río de la Plata began training their Indians charges in European military techniques, implementing defensive measures in the Missions, and amassing various types of military equipment by different means.

The main objective of this article is to reconstruct the specific manner by which the Jesuits secured military equipment through an integrated analysis of multiple historical documents. In conclusion, this article demonstrates the following three points. (1) The Spanish Governor in Asunción, the present capital of Paraguay, sent firearms on several occasions. (2) The Paraguayan Jesuits themselves purchased weapons by using their own money. (3) The Jesuits also built several forges in the Missions in order to produce firearms, and received Spanish specialists who taught Guaraní Indians how to make different types of weapons. This is the outcome of the collective involvement of the Jesuits in the Río de la Plata.